

ながおかきょうししょう シャそうだんいんつうしん 長岡京市障がい者相談員通信

この通信は、長岡京市障がい者相談員から、自分の経験談やメッセージを、悩みを抱えておられる方々へお届けするものです。



障がい者相談員ってどんな人たちの？

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法では、身体と知的の障がい者相談員の設置が定められています。これらの法律に基づいて、市の相談員として活動しています。市民からの障がいに関する相談を受け、アドバイスをしたり、市役所や病院など必要な機関につないで障がいのある人の地域での活動を支援しています。

身体障がい者相談員： 視覚・聴覚・肢体のいずれかの身体障がいのある人。自分自身の経験に基づき、相談活動をしています。

知的障がい者相談員： 知的障がいのある人の家族。障がいのある子どもを育ててきた経験を生かして相談活動をしています。

自分と同じ障がいを持つ人と話してみたいけど、どこに行けばいいの？

長岡京市福祉事務所1階会議室1で心身障がい者相談を開催しています。午後1時～4時の間、2名の相談員がお待ちしています。予約は不要です。気軽にお越しください。相談料は無料です。

相談日は毎月18日！！（18日が土日祝の場合は翌平日）

相談日の年間一覧表は、広報長岡京毎月1日号や障がい者福祉のしおり、市ホームページに掲載しています。4月18日（月）と10月18日（火）は相談員全員での相談日になります。今までご相談の機会がなかった方も、ご相談をお待ちしております。

相談ごとではないけど自分の意見や思いを聞いてほしい。

改まって相談をするようなものでもないけど誰かに自分の思いを聞いてほしいという時はありますか？同じ立場にある相談員に悩みを打ち明ければ、何か解決の糸口が見えたり、相談員に話すことで心が軽くなってすっきりするかもしれません。相談だけでなく、自分の意見や思いを同じ障がいのある人に聞いてほしいという場合でも大丈夫です。だから、気軽にお話しくださいね。

障がい者相談員は下記の証明書を携帯しています。

障がい者相談員証明書

氏名

上記の者は、身体障害者福祉法第12条の3に規定する身体障がい者相談員であることを証明します。

年月日(年月日まで有効)

相談員は市が発行した証明書を持っています。(例は身体障がい者相談員の証明書)

相談員には秘密を守る義務がありますので、安心してご相談ください。

相談に行きたいけど相談会場までに階段などはあるの？

障がい者相談員との相談場所は、長岡京市福祉事務所(分庁舎3)の1階の会議室1です。開田郵便局の東側で、開田保育所の南側にあります。駐輪場、駐車場、多目的トイレがあります。入口にはスロープが設置されているので車いすの方でも安心してご利用いただけます。会議室1は自動ドアを入れて左奥にあります。相談日には「相談日です」という看板を出しています。



長岡京市障がい者相談員からのメッセージ

(視覚障がい者相談員)

視覚障がい者が旅行をするときの準備と支援について

まず、目的地選択については視覚障がい者の中で体験者を探します。目的地の情報の収集はパソコンで調べますが、ホームページの情報を得るには音声読み上げソフトを使用して身障者用のトイレの有無などユニバーサルデザインの有無をチェックします。さらに旅行先のサイトや宿泊施設の紹介サイトなどをいくつか見比べて比較して検討します。しかし、最終的には宿泊先に直接電話などで行います。ちなみに、私はトイレは洋式がベストで部屋に風呂がないと困ります。食事に関しては、バイキング方式は非常に困難です。鍋料理は介添え者にお世話にならなければならず、単独での食事には適さないです。一人旅って素敵ですね。私もまだ視力が多少残っていた時はよくあちらこちらにブラリ旅をしたものです。気ままな旅って良いですね。視力が無くなってからは、そんな気ままな贅沢は出来なくなってしまいました。これも大きなハンディですね。いまでは誰かのお世話にならなくては一步も外出はままなりません。特に、中途失明者には非常に苦手なことです。やはり、知らない土地や人との出会いなど、一期一会の体験がしたいですね。これも人生の醍醐味だと思います。よく人は、見えないのに旅行しても仕方がないのでは？と思うかも知れませんが、私達には五感があ

り、触^{さわ}ってみること、臭^{にお}いをかぐこと、やはり最後^{さいご}は窮^{きゆう}困^{こん}気^きですね。それら残^{のこ}っている感^{かん}覚^{かく}をフルに生^いかすことで健^{けん}常^{じょう}者^{しゃ}の人^{ひと}よりもっと深^{ふか}い感^{かん}動^{どう}を持^もつこともあります。昨^{さく}年^{ねん}は、九^{きゅう}州^{しゅう}は対^{たい}馬^まに行^いかせて頂^{いた}きましたが、韓^{かん}国^{こく}が近^{ちか}いのか、こ^こは日^に本^{ほん}な^なのか韓^{かん}国^{こく}な^なのかわ^わか^から^らない始^{しま}末^{まつ}でした。でもそ^そのよ^ような体^{たい}験^{げん}をしたことや、50年^{ごんねん}来^{らい}の友^{ゆう}人^{じん}と再^{さい}会^{かい}できたことなど大^{だい}きな財^{ざい}産^{さん}となりま^ました。今^{こん}後^ごもそ^そんな機^き会^{かい}を求^{もと}めてま^まいり^いたいと思^{おも}います。またこの歴^{れき}史^しある長^{なが}岡^{おか}京^{きょう}市^しにロマ^{ろま}ンを求^{もと}めて来^きられる障^{しょう}が^がい者^{しゃ}のみな^{みな}さん^{さん}に素^すば^ばらしい思^{おも}い出^でづくりに手^てを貸^かしてあ^あげ^げて頂^{いた}ければと思^{おも}う次^じ第^{だい}です。



ちょうかくしょう しゃそうだんいん
(聴覚障がい者相談員)

ちょうかくしょう しゃ 聴覚障がい者のコミュニケーションについて

将^{しょう}来^{らい}は、地^ち域^{いき}で暮^くらしたいと思^{おも}っている^{ので}近^{きん}所^{じょ}の方^{かた}々^{がた}に聴^{ちょう}覚^{かく}障^{しょう}が^がい^{がある}ことを知^しらせています。聴^{ちょう}覚^{かく}障^{しょう}が^がい者^{しゃ}のこ^こみ^みに^にけ^けし^しョ^ョン手^て段^{だん}は手^{しゅ}話^わだけ^{では}ありま^ませ^せん。筆^{ひつ}談^{だん}、空^{そら}書^がき^{など}他^{ほか}の^{ほう}法^{ほう}が^{ある}こ^こも^も含^ふめて^伝え^てい^ます。

ま^まず^ずは、ご^ご近^{きん}所^{じょ}と^のつ^つな^なが^がり^を大^{だい}切^{けつ}に^{して}、組^{くみ}長^{ちやう} (班^{はん}長^{ちやう}) 引^ひき^うけ^てい^ます。近^{きん}所^{じょ}に手^{しゅ}話^わの^出来^でる^方が^何人^{なん}か^おら^られ^ます^{ので}安^{あん}心^{しん}して^いま^ます。今^{いま}、乙^い訓^{おと}ろ^うあ^あ協^{きょう}会^{かい}と長^{なが}岡^{おか}京^{きょう}市^しろ^ろう^あ協^{きょう}会^{かい}の^役員^{やく}を^して^いる^{ので}、一^いっ^{ぱん}会^{かい}員^{いん}と^の交^{こう}流^{りゅう}の^中で^悩み^や困^{こま}っ^てい^る事^{こと}、解^{かい}決^{けつ}策^{さく}な^ど話^わし^合っ^てい^く場^ばが^あり^ます。

※手^{しゅ}話^わ 手^てや^ゆび^{くち}、口^{くち}、表^{ひょう}情^{じょう}な^どを^使っ^たこ^こば

※筆^{ひつ}談^{だん} 紙^{かみ}や^ホワ^いト^ボー^ドに^自分^じの^伝え^{たい}こ^{こと}な^どを^書い^て相^あ手^てと^こみ^にけ^しョ^ョンを^す方^{ほう}法^{ほう}

※空^{そら}書^がき ぺ^ぺん^など^を使^{つか}わ^ずに^手の^ひら^や紙^{かみ}の^上、空^{くう}中^{ちゆう}に^指で^文字^じを^書い^てこ^こみ^にけ^しョ^ョンを^す方^{ほう}法^{ほう}

※ろ^ろう^あ者^者 生^うま^れつ^き、ま^また^は幼^おい^{とき}に^聴覚^{かく}に^障が^がい^が起^おこ^るこ^{こと}な^どに^より、簡^{かん}こ^こえ^にく^い、ま^まつ^つた^く聞^きこ^こえ^ず音^{おん}声^{せい}で^はな^く手^{しゅ}話^わを^言語^{げんご}と^する^人



ちてきしょう しゃそうだんいん
(知的障がい者相談員)

しょう しゃそうだんいん かつどう とお かん 障がい者相談員の活動を通して感じたこと

知^ち的^{てき}障^{しょう}が^がい^者相^{しゃ}談^{だん}員^{いん}に^なっ^てか^ら、か^かれ^これ⁷、8^{ねん}年^にな^るで^しょう^か。初^はめ^の5^{ねん}、6^{ねん}年^の間^は、自^じ分^{ぶん}の^仕事^じが^自営^{えい}だ^{った}こ^こも^あり、様^{さま}々^まな^{かい}会^{かい}議^ぎ、イ^いベ^べン^んト^とに^関わ^らせ^てい^ただ^いて^いま^ました。し^しか^かし^ここ^こ1^{ねん}、2^{ねん}年^は昼^{ひる}勤^{きん}の^常勤^{じょう}職^{しやく}に^就い^たた^め、年^{ねん}2^{かい}回^回の^相談^{だん}日^びに^対応^{たいおう}す^るの^も精^{せい}一^{いっ}杯^{ぱい}と^なり^ました。た^ただ[、]忙^{いそ}が^{しい}身^みを^割い^てこ^こう^いう^社会^{かい}貢^{こう}献^{けん}活^{かつ}動^{どう}に^身を^投じ^る事^{こと}そ^そ意^い義^ぎ深^{しん}い^{とも}実^{じつ}感^{かん}して^おり^ます。行^{ぎょう}政^{せい}側^{がわ}か^らら^るの^でな^いで^しょう^か。何^{なに}か^よい^ちえ^をこ^の長^{なが}岡^{おか}京^{きょう}市^しを^発信^{しん}源^{げん}と^{して}出^だし^てい^ただ^いて^いた^らば^幸い^{です}。相^{そう}談^{だん}日^びの^相談^{だん}件^{けん}数^{すう}は、残^{ざん}念^{ねん}な^がら^この⁷、8^{ねん}年^{でも}数^{かず}え^るほ^どし^かあ^りま^せん。

し^しか^かし[、]相^{そう}談^{だん}員^{いん}同^{どう}士^しの^交流^{りゅう}は、大^{だい}変^{へん}意^い義^ぎ深^{しん}い^{もの}で^す。知^ち的^{てき}障^{しょう}が^がい^児を^持つ^{もの}と^{して}は、必^{ひつ}然^{ぜん}的^{てき}に、知^ち的^{てき}障^{しょう}が^がい^関係^{けい}者^{しゃ}と^の交^{こう}流^{りゅう}に^終始^しが^ちで^すが、相^{そう}談^{だん}日^びの^混合^{こんごう}シ^しフト^のお^かげ^で、聴^{ちょう}覚^{かく}、視^し覚^{かく}、肢^し体^{たい}の

方々との交流ができる事は大変得がたい経験となりました。そして、自らが、他の障がいの方たちの実情をあまりにも知らない、あるいは何も知らずに育ててきてしまった、という事に愕然としました。これは、現在の障がい児教育の形態をとり続ける限り永遠に再生産される「愕然」となるでしょう。障害者権利条約の謳うインクルーシブな教育が当たり前に行われる様になるまでの間、こういう「愕然」が少しでも緩和される様、また、様々な困りごとに直面した人達のために微力ながら貢献したいと願っています。

※障がい者権利条約 あらゆる障がいを持つ人の尊厳や権利を保障する条約のこと
インクルーシブな教育 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子どもひとり一人の教育的配慮にあった適切な教育的支援を通常学級で行うこと



(肢体障がい者相談員)

私が利用する施設を決める基準について

私は、旅行する時は、主に自家用車を使って行きます。そのため、駐車場やガレージなど車を止められるスペースがあるのかを確認します。そして、ホテルや旅館ではよく汗をかいたりするのでコインランドリーなどを使用するので、コインランドリーの有無や宿泊料金の安さなども利用したい施設を決める基準の一つです。食事については、最近のホテルなどではバイキング形式が多いですが、私は手が不自由なので早く料理を取ることが出来ないのが苦手です。



相談員に相談したいけどどうしたらいいの？

心身障がい者相談日に参加する・・・分庁舎3（福祉事務所）1階会議室1 午後1時～4時 毎月18日
(18日が土・日・祝日の場合は翌平日)

相談員に直接連絡する・・・相談員の名前、連絡先一覧は、障がい者福祉のしおり※に記載しています。お気軽にご連絡ください。

※障がい福祉課の窓口で配布しているA4約100ページの冊子です。

市役所障がい福祉課に連絡する・・・市から相談員におつなぎできます。下記へご連絡ください。

※障がい者相談員は個人情報の取扱いについて保護及び守秘義務があります。安心してご相談ください。

精神障がいについては、毎週月・火に精神保健福祉士による精神保健福祉相談（要事前予約）をしています。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

発行：長岡京市健康福祉部障がい福祉課 電話：075-955-9549 ファクス：075-952-0001
Eメール：syogaifukushi@city.nagaokakyo.kyoto.jp
ホームページ：<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>